

報告第 6 号

専決処分の報告について（丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 7 年 4 月 25 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

1 被任命者

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	加野 芳正	香川短期大学 学長（再）
学識経験者	阪根 健二	鳴門教育大学 名誉教授（再）
弁護士	相本 茉樹	高松まちかど法律事務所（再）
医師	森本 雄次	もりもとこどもクリニック 院長（再）
心理・福祉の専門家	岡本 久二代	香川スクールソーシャルワーカー協会 会長（再）
心理・福祉の専門家	廣田 邦義	臨床心理士 元家庭裁判所調査官（再）
関係行政機関の職員	須藤 隆行	丸亀少女の家 家長

2 委嘱期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委嘱理由

丸亀市いじめ等専門委員の任期が、令和7年3月31日で満了したため

丸亀市いじめ等専門委員会名簿（旧）

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	加野 芳正	香川短期大学 学長
学識経験者	阪根 健二	鳴門教育大学 名誉教授
弁護士	相本 茉樹	高松まちかど法律事務所
医師	森本 雄次	もりもとこどもクリニック
心理・福祉の専門家	岡本 久二代	香川スクールソーシャルワーカー協会 会長
心理・福祉の専門家	廣田 邦義	スクールカウンセラー 元家庭裁判所調査官
関係行政機関の職員	筒井 千景	丸亀少女の家 家長

委嘱期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで